

新潟家庭裁判所委員会(第11回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成20年11月18日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

新潟県弁護士会弁護士1人、新潟日報記者1人

第2 議事

1 委員長の選任

委員の互選により、山口博新潟家庭裁判所長を委員長に選任した。

(委員長)

委員長代理として廣田泰士委員を指名。

2 利用者アンケートの結果の概要及びその検討(意見交換)

(裁判所側出席者)

利用者アンケートの実施方法と、アンケートで寄せられた声に対して家庭裁判所が検討、改善した結果を説明

(委員長)

利用者アンケートについて、御意見、御要望はありませんか。

(法曹委員I)

調停を行う4階の女性用トイレには和式トイレしかないということは、気が付きませんでした。今後も年に何回か定期的に利用者アンケートを行って、委員では分からない利用者の声、市民の目から見た提案について、委員会で議論する機会を持つべきだと思います。

(委員長)

利用者アンケートの実施について今後も検討していきたいと思います。

第三者機関を設けて意見を聴くというような取組はありますでしょうか。

(学識経験者委員C)

1日編集局と称して、年3回、編集担当者が読者のところに出向いて生の声を聴く取組を行っています。全く打合せなく唐突に日頃感じていることを言われ、こちらが紙面で伝えているつもりでも必ずしも伝わっていないと感じることもあります。また、年3回、各界の識者にお集まり頂いて、専門の立場からの意見を伺う機会を設けています。意見は実現させるように努力しています。

(学識経験者委員B)

サービス改善向上委員会を設け、利用者の声に対し、改善したことを利用者の目につくところに掲示したり、定期的に満足度を調査する取組も行っています。

(学識経験者委員G)

苦情と回答をホームページで公開したり、第三者の学識経験者を委員にした適正化委員会が設けられています。

(法曹委員I)

支部でも、受付窓口に来た利用者アンケート用紙を配るなどして、利用者アンケートを実施し、利用者の視点で考える契機にしてもらいたいと思います。

(委員長)

支部は地家裁が同じ建物ですので、庁舎管理権を有する地裁に意見を伝え、実施できるか検討したいと思います。

3 少年審判における被害者の傍聴態勢について（意見交換）

(裁判所側出席者)

改正少年法の主な改正点を説明した後、委員を少年審判廷に案内して、現段階で考えている傍聴席等の具体的な配置等を説明

(法曹委員 I)

被害者が傍聴しているときに、少年の発言が未熟な場合、被害者との間でトラブルになるのではないかと心配しています。

(学識経験者委員 A)

被害者側の傍聴人数に制限はあるのですか。

(裁判所側出席者)

傍聴人に人数制限の規定は設けられておりませんが、傍聴するには裁判所の許可が必要になっています。少年の付添人の意見を聴くなどの手続を経て裁判所が個別に判断して決めることになります。

(法曹委員 I)

部屋が狭くて、少年と被害者の席が近いため、少年が被害者から威圧感を受けるのではないかと危惧します。被害者が死亡した事案では、被害者側の感情はかなりのものになり、余計心配です。席の位置について工夫が必要だと思います。また、これまで以上に裁判所と付添人との間で審判の運営について協議する必要があると考えます。

(学識経験者委員 H)

少年と傍聴人の席が近いと感じました。

(学識経験者委員 C)

審判の中で客観的な事実を淡々と説明されたり、情状の部分を聴いていると、被害者の感情が抑えられない場合もあると思います。近さの問題は心理的に大きいと思います。冷静な内に審判を終わらせられるのか、裁判所は大変だと思います。

(法曹委員 I)

被害者が何を知りたがっているのか、少年の付添人も把握する必要があります。

(学識経験者委員 G)

少年の席に座ってみると、傍聴席に設置されている机が守りのように感じ

られます。

保護者が同席できないケースでは、少年が1人で座ることもあるのですか。

(委員長)

新潟家庭少年友の会の会員が付添人として付いていれば、その人が座ることも考えられます。

(学識経験者委員D)

傍聴する被害者側の近くには必ず裁判所の職員の方が付くのですか。

(裁判所側出席者)

傍聴人には、審判前に裁判所職員から審判手続等について説明する予定です。引き続きその職員が傍聴人を審判廷に案内し、傍聴席付近に着席することを考えています。

(法曹委員I)

法廷なら少年に威圧感を与えないことができますと思います。法廷を利用することも考える必要があるのではないかと思います。

(学識経験者委員F)

傍聴席を木のバーなどで囲ってはどうか。傍聴席に机一つでは、傍聴人が移動できてしまいます。

(法曹委員I)

傍聴人と少年の席が近いと、傍聴人が行動を起こしやすくなります。もっとゆとりが必要だと思います。

(委員長)

ここで述べられた御意見は参考にさせていただきたいと思います。

4 家庭裁判所と公的又は私的支援団体との効果的な協力の在り方（意見交換）

(学識経験者委員F)

家事調停の申立人を援助する私的な支援団体の中には、熱心に支援する余り、申立人の考え方がその団体の主張や考え方とかけ離れているにもかかわらず、申立人の発言がその団体の考え方に左右され、申立人の望む方向とは違う方向に調停が進む場合があります。

(法曹委員I)

NPO団体だけでなく、家族が一緒に来て、子の引取りのことなど、当事者と違う意見を言うこともよくあります。当事者にきちんと判断させるよう指導する必要も感じますが、裁判所が指導することは現実的には難しいのではないのでしょうか。

(学識経験者委員F)

NPO団体の代表者と話し合いをして、調停期日には付き添ってこないよう要望した裁判所もあると聞いています。

(学識経験者委員D)

NPO団体は自発的に作られ、活動するものですので、裁判所の側から付き添いを止めてくれと申し入れるのは疑問です。

(学識経験者委員F)

いちいち支援者の意見を確認しないと先に進めない当事者もいます。ある程度きちんと対応しないと、誰の意見なのか、誰の調停なのか、分からなくなります。

(学識経験者委員E)

本人の意思決定が阻害される場合には、何らかの形で対応しないと真の調停にならなくなると思います。

(学識経験者委員B)

支援団体に対し、本人の意思決定をどのように考えているのか、聞いてみてはどうでしょうか。

(学識経験者委員F)

調停の場は、支援団体に対しそのようなことを確認する場ではありません。そういう場を別に作って、話し合うことができたらいいと思います。

(法曹委員J)

調停は、当事者に安心して話をしてもらって、紛争の実情を把握し、解決するために、非公開とされています。裁判所としては、支援団体が一方の当事者の手助けのために調停に関わっていることをわきまえた上で対応する必要があります。調停の進行の妨げになるようであれば、個別の案件を通じて、その関わり方を把握し、個別に対応していくことになると思います。

5 次回の話題事項

(委員長)

協議の結果、次回の話題事項は、「調停制度の良さ、家事調停で取り扱う事件の種類を知ってもらうための方策」と、「利用者の立場に立った成年後見制度の運用等」に決まりました。

第3 次回期日

平成21年6月4日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	山 口 博
学識経験者委員	稲 田 裕 之
同	長 部 夕 ミ
同	小 田 敏 三
同	加 藤 智 章
同	久保田 正 男
同	中 島 信 子
同	堀 井 愛 子
同	堀 内 敬 子
法曹委員	土 屋 俊 幸
同	廣 田 泰 士

(2) 欠席者

学識経験者委員	臼 杵 圭 一
同	鶴 木 秀 司
同	外 山 迪 子
法曹委員	中 島 泰 徳

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	藤 田 壮
首席家庭裁判所調査官	原 茂 敏
家事首席書記官	古 瀬 光 彰
少年首席書記官	金 子 いさを
事務局長	稲 垣 誠 也
事務局次長	本 間 信 幸

事務局会計課長

阿 部 久仁之